

議事日程(第4号)

令和5年3月10日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第 3号議案 令和4年度中間市一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 2 第 4号議案 令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)
- 日程第 3 第 5号議案 令和4年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 第 6号議案 令和4年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(日程第1～日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第 7号議案 中間市情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第 8号議案 中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第 9号議案 中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第10号議案 中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第11号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第12号議案 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第13号議案 中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(日程第5～日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第14号議案 中間市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第13 第15号議案 中間市情報公開・個人情報保護委員会条例
- 日程第14 第16号議案 中間市死者情報の開示等に関する条例
(日程第12～日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第15 第17号議案 中間市道路線の認定について
(日程第15 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第16 議員提出議案 中間市ふるさと応援基金条例
第 1 号

- 日程第17 議員提出議案 中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例
第2号
(日程第16・日程第17 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第18 第18号議案 令和5年度中間市一般会計予算
- 日程第19 第19号議案 令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第20 第20号議案 令和5年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第21 第21号議案 令和5年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第22 第22号議案 令和5年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第23 第23号議案 令和5年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第24 第24号議案 令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 第25号議案 令和5年度中間市公共下水道事業会計予算
- 日程第26 第26号議案 令和5年度中間市水道事業会計予算
(日程第18～日程第26 質疑・委員会付託)
- 日程第27 第27号議案 令和4年度中間市一般会計補正予算(第12号)
(日程第27 提案理由説明・質疑・委員会付託)
- 日程第28 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番 小林 信一君	2番 堀田 克也君
3番 田口 善大君	4番 蛙田 忠行君
5番 柴田 芳信君	6番 田口 澄雄君
7番 山本 慎悟君	8番 安田 明美君
9番 掛田るみ子君	10番 中尾 淳子君
11番 阿部伊知雄君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 下川 俊秀君
15番 井上 太一君	16番 中野 勝寛君

欠席議員(0名)

欠 員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	……	福田 浩君	総務部長	……	田代 謙介君
市民部長	……	米満 孝智君	保健福祉部長	……	篠田 耕一君
福祉事務所長	……	蔵元 洋一君	教育部長	……	船津喜久男君
環境上下水道部長	……				末廣 勝彦君
建設産業部長	……	村上 智裕君	総務課長	……	井上 篤君
建設課長	……	原口 憲一君	消防本部次長	……	高野 智宏君
財政課長	……	持田 将一君	市民課長	……	松原 邦加君
健康増進課長	……	岩河内弘子君	介護保険課長	……	友廣 慎也君

事務局出席職員職氏名

事務局長	佐伯 道雄君	書 記	志垣 憲一君
書 記	東 隆浩君	書 記	本田 裕貴君

議案の委員会付託表

令和 5 年 3 月 1 0 日
第 2 回中間市議会定例会

議案番号	件 名	付託委員会
第 1 8 号議案	令和 5 年度中間市一般会計予算	別 表 3
第 1 9 号議案	令和 5 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算	市民厚生
第 2 0 号議案	令和 5 年度中間市住宅新築資金等特別会計予算	
第 2 1 号議案	令和 5 年度中間市地域下水道事業特別会計予算	産業消防
第 2 2 号議案	令和 5 年度中間市公共用地先行取得特別会計予算	総合政策
第 2 3 号議案	令和 5 年度中間市介護保険事業特別会計予算	市民厚生
第 2 4 号議案	令和 5 年度中間市後期高齢者医療特別会計予算	
第 2 5 号議案	令和 5 年度中間市公共下水道事業会計予算	産業消防
第 2 6 号議案	令和 5 年度中間市水道事業会計予算	
第 2 7 号議案	令和 4 年度中間市一般会計補正予算（第 1 2 号）	別 表 5

別表 3

令和5年度中間市一般会計予算

条	付 託 事 項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算	別表 4
第2条	第2表 債務負担行為	各委員会
第3条	第3表 地方債	総合政策
第4条	一時借入金	
第5条	歳出予算の流用	

別表 4

歳 入

款 別	款 名 ・ 項 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款 別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総合政策
2	総 務 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
		1項5目・6目・8目・10目の一部、1項12目・13目	産業消防
		1項1目・10目の一部、2項1目の一部、2項2目、3項1目の一部	市民厚生
3	民 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総合政策
		1項1目・3目の一部、1項13目、2項1目・4目・6目の一部、3項1目の一部	

4	衛生費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		1項1目の一部、2項1目の一部、3項1目	総合政策
		1項1目の一部、1項3目、2項1目の一部	産業消防
5	労働費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項1目の一部	
6	農林水産業費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項2目・4目の一部、2項2目	総合政策
7	商工費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項1目・4目の一部	総合政策
8	土木費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項1目の一部、2項3目の一部、4項1目・2目の一部、5項1目の一部	総合政策
9	消防費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項1目の一部、1項4目	総合政策
10	教育費	全 項	総合政策
11	災害復旧費	全 項	
12	公債費	全 項	総合政策
13	予備費	全 項	

別表 5

令和4年度中間市一般会計補正予算（第12号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表 6

別表 6

歳入

款別	款名	項別	付託委員会
14	国庫支出金	全 項（他の所管に係る分を除く。）	総合政策
		2項1目	市民厚生
15	県支出金	全 項	

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
2	総務費	全 項	総合政策
3	民生費	全 項	市民厚生
4	衛生費	全 項	総合政策
7	商工費	全 項	産業消防

午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 第 3 号議案

日程第 2. 第 4 号議案

日程第 3. 第 5 号議案

日程第 4. 第 6 号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、第 3 号議案から日程第 4、第 6 号議案までの令和 4 年度各会計補正予算 4 件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 3 号議案、令和 4 年度中間市一般会計補正予算（第 11 号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 2 億 5,552 万 1,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 204 億 969 万 7,000 円とするものです。

まず、歳入の主なものとして、普通交付税におきましては、再算定が行われたことに伴い、1 億 3,841 万 5,000 円が追加計上され、寄附金におきましては、ふるさと納税が大幅な減額となり 4 億円が減額されています。

また、繰越金におきましては、前年度繰越金に 7 億 9,166 万 2,000 円、諸収入におきましては、中間市行橋市競艇組合事業収入に 1 億 850 万円が追加計上され、市債におきましては、対象事業費の確定等に伴い、合計 3,420 万円が減額されています。

次に、歳出の主なものとして、総務費におきましては、ふるさと納税の減額に伴い、ふるさと納税管理業務委託料が 2 億 975 万 8,000 円減額されています。

また、財政調整基金積立金には、普通交付税の再算定結果及び決算見込みに基づいた財源調整により 7 億 3,907 万 1,000 円が追加計上されています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第3号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分及び第4号議案から第6号議案までの各会計補正予算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第3号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第11号）について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、国庫支出金においては、対象事業費の確定等に伴い、民生費国庫負担金として1億9,140万4,000円が、民生費国庫補助金として2,985万9,000円がそれぞれ減額されています。

県支出金においても、対象事業費の確定等に伴い、民生費県負担金として3,400万5,000円が、民生費県補助金として2,485万2,000円がそれぞれ減額されています。

次に、歳出の主なものとして、総務費においては、前年度の国県支出金の金額確定に伴う返還金に2億2,062万5,000円が計上されています。

民生費においては、高齢の生活保護世帯の減少及び新型コロナウイルス感染症の影響で病院の受診控えが続いていることを主な要因として、生活保護費のうち生活扶助費及び医療扶助費が1億8,200万円減額されています。

衛生費においては、新型コロナウイルスワクチンの接種について、接種自体は本年度末で終了するものの、令和5年度にも継続して問合せ対応等の業務や接種委託料の支払い等が発生する見込みであることから、既定の予算に計上した額のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業に係る経費に1,229万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費に884万7,000円の繰越明許費がそれぞれ設定されています。

次に、特別会計について申し上げます。

初めに、第4号議案、令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入の主なものは、医療費の増額等に伴い、県補助金が1億4,067万7,000円追加され、国民健康保険基盤安定負担金の額確定等に伴い、一般会計繰入金に1,598万9,000円減額されています。

次に、歳出の主なものとして、医療費の増加等に伴い、保険給付費が1億1,063万3,000円、令和3年度に交付を受けた福岡県国民健康保険普通交付金の額確定等に伴う過交付分の返還金として2,619万2,000円が増額されています。

以上により、歳入歳出それぞれ1億3,382万5,000円が追加され、予算総額は歳入歳出それぞれ57億532万6,000円となっています。

次に、第5号議案、令和4年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入の主なものは、保険事業勘定の事業費の決算見込みに基づき、一般会計繰入金が535万6,000円減額され、財源調整のため、前年度繰越金が8,581万3,000円増額されています。

次に、同勘定の歳出の主なものとして、総務費において、新型コロナウイルス感染症の影響により、認定調査件数や介護認定審査会の開催回数が減少したことに伴い、認定審査会委員報酬や認定調査委託料等が540万円減額されています。

また、積立金においては、介護給付費準備基金への積立金が8,581万3,000円増額されています。

以上により、歳入歳出それぞれ8,050万1,000円が追加され、介護サービス事業勘定を加えた予算総額は、歳入歳出それぞれ54億2,223万6,000円となっております。

討論において、「介護給付費の準備基金が約5億4,000万円となり、保険料全体でも9億9,000万円となることから、かなり大きな積立額となっている。国の基準よりもサービスの質を高めて、市民本位の施策を展開してほしい。また、高齢者の健康を守る中で、一部地域に限ったような施策ではなく、全体を視野に入れ、準備金等も使いながら、保険料も下げていくという考え方で、将来に目を向けていくことを要望して、意見を付して賛成する。」との意見がありました。

次に、第6号議案、令和4年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入の主なものは、保険基盤安定繰入金が1,301万7,000円減額されています。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金が1,301万7,000円減額されています。

以上により、歳入歳出それぞれ1,301万7,000円が減額され、予算総額は歳入歳出それぞれ8億6,868万5,000円となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第3号議案から第6号議案までのいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第3号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第11号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金の土木費国庫補助金において、活力創出基盤整備分等の社会資本整備総合交付金が1,810万3,000円の減額となっております。

また、県支出金の総務費県補助金において、生活交通確保対策補助金が113万5,000円の減額となっております。

次に、歳出につきましては、商工費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源の一部として活用する事業として、地域経済活性化対策補助金に7,380万円が計上されております。

土木費では、事業費の確定等に伴い、社会資本整備総合交付金事業で2,009万4,000円、市営住宅深坂団地改修工事で、753万8,000円、中鶴地区建替事業で4,776万円の減額となっております。

また、黒川歩道橋補修事業3,339万7,000円及び筑前垣生駅舎屋根等再塗装事業478万9,000円につきましては、繰越明許費が設定されております。

消防費では、災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材購入費の確定等に伴い、消防施設費の備品購入費が1,163万3,000円の減額となっております。

また、消火栓設置負担金として、消火栓布設替工事費5栓分147万8,000円が追加計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第3号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより第3号議案から第6号議案までの令和4年度各会計補正予算4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第3号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案、令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案、令和4年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第6号議案、令和4年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5. 第 7号議案

日程第 6. 第 8号議案

日程第 7. 第 9号議案

日程第 8. 第10号議案

日程第 9. 第11号議案

日程第10. 第12号議案

日程第11. 第13号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第5、第7号議案から日程第11、第13号議案までの条例改正7件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第7号議案、中間市情報公開条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、この度、国において個人情報保護制度の大規模な見直しが行われ、令和5年度からは地方公共団体に対して、いわゆる個人情報保護法が適用されることになったことから、個人情報保護制度と関連が深い情報公開制度について、同法の規定を踏まえ、見直されるものです。

条例改正の主な内容は、同法の規定と同様に、情報公開請求に対する公開の可否の決定までの期間を請求の日から30日以内とするなど、個人情報の開示と同様の期間を設定することとされています。

なお、条例の施行日については、個人情報保護法の一部改正の施行日に合わせ、令和5年4月1日とされております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第8号議案及び第10号議案から第13号議案までの条例改正5件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第8号議案、中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正され、利用者証明用電子証明書がスマートフォン等の移動端末設備にも搭載できるようになることに伴うものです。

条例改正の内容としては、いわゆるマルチコピー機を利用して、印鑑登録証明書の交付を受けるに当たり、申請者が登録者本人であることを証明する方法が、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書の送信に限定されていることから、当該個人番号カードに限定する記述を削除するものです。

これにより、印鑑登録者が日本全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機を利用して印鑑登録証明書を取得するに当たっては、個人番号カードのみならず、スマートフォン等の移動端末設備により本人であることの証明ができるものとなっております。

なお、条例の施行日は、法改正の施行日となっております。

討論において、「便利さを強調して進められているが、それなりの安全な担保があって成り立つ議論だと思う。マイナンバーともつながっており、将来的には窓口の縮小や無人化をしていくという動きになりかねないため、住民サービスを考える上で、この条例案には反対する。」との意見がありました。

次に、第10号議案、中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、子ども医療費の助成対象者の拡大により、子どもの疾病の早期発見、早期治療の促進及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図るものです。

条例改正の主な内容としては、入院、通院及び調剤に係る医療費の自己負担額の助成について、その対象者を現行の中学3年生までから、18歳に達する日以後最初の3月31日までの方に拡大するものです。

新たな対象者への助成額については、通院において、1医療機関に係るひと月当たりの本人負担額が1,600円を超える部分とし、また、入院及び調剤については、自己負担額の全額となっております。

なお、条例の施行日については、令和5年10月1日となっております。

討論において、「近隣自治体では、既に自己負担なしのところもある。本市としても自己負担なしの完全無償化を早急に実施してほしいとの思いから、意見を付して賛成する。」との意見がありました。

次に、第11号議案、中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、厚生労働省令であります「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」と「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が一部改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴うもので、これらの省令は、市町村が条例を定めるに当たって従わなければならない基準とされておりますことから、対応する条例の改正を行うものです。

条例改正の主な内容としては、バス送迎に当たっての安全管理の徹底を図るため、省令において、送迎用自動車を運行する場合の安全管理の徹底に係る規定が新設されましたことから、同様の規定を設けるものです。

また、省令において、送迎バス等の付加サービスを含め、子どもの安全確保のための計画の策定並びにその実効性の確保を目的とした研修及び訓練の義務に係る規定が新設されましたことから、これにつきましても、同様の規定を設けるものです。

なお、条例の施行日については、省令の一部改正の施行日に合わせ、令和5年4月1日となっております。

討論において、「バス事故があった本市において、どこよりも徹底した防止策に取り組んでほしい。また、保育の質の面でも、国県の基準を上回る保育環境や保育士の待遇など積極的に取り組むことを要望して、意見を付して賛成する。」との意見がありました。

次に、第12号議案、中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、第10号議案における子どもの医療費の支給対象者の拡大にあわせ、支給基準の均衡を図るものです。

条例改正の主な内容としては、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもの入院に係る助成額を、これまで、ひと月に7日を限度として、1日につき500円を超える部分としていたものを、自己負担額の全額とするものです。

なお、条例の施行日については、令和5年10月1日となっております。

次に、第13号議案、中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、第10号議案における子どもの医療費の支給対象者の拡大にあわせ、支給基準の均衡を図るものです。

条例改正の主な内容としては、18歳に達する日以後最初の3月31日までの重度障がい者医療証を持つ子どもの入院に係る助成額を、自己負担額の全額とするものです。

また、住所地の特例の対象となる障がい者施設等に養護老人ホーム等が追加されております。

なお、条例の施行日については、原則として令和5年10月1日とされ、障がい者施設等の特例に係る規定については令和5年4月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第8号議案については賛成多数で、第10号議案から第13号議案までについては、いずれも全員賛成で、いずれも原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第9号議案、中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、中鶴三丁目にあります中鶴2区児童遊園を廃園するものであります。

条例改正の内容といたしましては、当該児童遊園につきまして、隣接する旧公営住宅に居住する児童の遊び場として利用されてきましたが、現在実施されております中鶴地区建替事業において、旧公営住宅に入居していた方が、昨年12月に新築された公営住宅に転居したことにより、今後の児童の利用が見込めないことから、廃園されることに伴うものであります。

なお、条例の施行日については、公布の日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第9号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

第7号議案、中間市情報公開条例の一部を改正する条例に反対意見を申し述べます。

この条例は、国のデジタル化推進のための法改正に伴うもので、全国の自治体が、国の制定した法に基づいて、それとの整合性を図るための改定であります。

個人情報に関しては、国の方針がなかなか定まらず、やむなく地方自治体で独自の条例化を図ってきたところですが、デジタル化の推進のため、国が法を定め、その範疇での規制に各自治体を従わせようとするものです。

しかし今までの慣例では、国のほうを最低限として、それに上乘せや拡大して法の精神に沿った形で条例化を図ることを、一般的にはやられてまいりましたが、この法律は、国の決めた法に沿って、あるいはその範疇で各自治体の規制に制限を図るものになっています。これは国による一方的な中央集権化の横暴であり、各自治体の従前の協議も合意も台無しにすることとなります。

国の法律が先行していますが、こうしたことから、従前の中間市の条例の執行を求めて反対をいたします。

次に、第8号議案、中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

国は、便利さを強調し、これを押し進めようとしませんが、便利さは、それなりの安全の担保があって初めて成り立つものです。印鑑証明は、個人の財産権の問題とも関係します。非常に危険な制度推進であります。

もともとこれらのデジタル化の推進は、2000年代の初頭に日本経団連が求めてきたものであり、社会保障を自己責任の制度に後退させ、負担に見合った給付を口実に徹底した給付抑制策を実施し、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を減らすのが真の目的です。

自治体の窓口の縮小もその一環であり、こうしたことの延長線上には、無人化による職員の削減と国民への自己責任の名による給付の抑制を進めるものであります。もっと慎重な議論の上に進めるものだと思います。

以上により、本条例案には反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

反対ではありませんけども、意見を付して賛成というのが2件ありますので、討論参加させていただきます。

第10号議案、中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、反対ではありませんが、高校生までの無償化をするなら、現在、水巻や芦屋、遠賀町のような自己負担なしの完全無償化、これを中間市でも実施すべきだと思います。この条例案については、意見を付しての賛成といたします。

次に、第11号議案ですけども、中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これについても反対ではありませんけども、バス事故で日本中に悪名知られたまちとして、どこよりも徹底した防止策に取り組んでほしいと思います。

また、保育の質の面でも、県や国の基準を上回る1人当たりの部屋の面積や保育士の配置基準や保育士の待遇改善に積極的に取り組んでほしいと思います。

以上、意見を付しての賛成といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第7号議案から第13号議案までの条例改正7件を順次採決します。

議題のうち、まず、第7号議案、中間市情報公開条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(中野 勝寛君)

起立多数であります。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案、中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(中野 勝寛君)

起立多数であります。よって、第8号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案、中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案、中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案、中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案、中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案、中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 第14号議案

日程第13. 第15号議案

日程第14. 第16号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第12、第14号議案から日程第14、第16号議案までの条例制定3件を一括議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長(堀田 克也君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第14号議案から第16号議案までの条例制定3件について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第14号議案、中間市個人情報の保護に関する法律施行条例について申し上げます。

第7号議案での委員長報告で申し上げましたとおり、国において、個人情報保護に関する制度の見直しが行われ、地方公共団体において、個人情報保護法が適用されることになったことから、本条例においても、見直しの一つとして、必要な事項を定めるものです。

この条例は、保有個人情報の開示請求を行った場合の費用負担について、手数料の額を0円とし、写しの交付により、保有個人情報の開示を受ける場合には、開示請求者が写しの交付に要する費用を負担することとし、その額は規則で定めることとされています。

また、次に報告いたします第15号議案、中間市情報公開・個人情報保護委員会条例で設置することとされている中間市情報公開・個人情報保護委員会に対し、専門的な知見に基づく意見を聴くことについての根拠規定が設けられています。

さらに、附則におきましては、地方公共団体に個人情報保護法が適用されることになり、中間市個人情報保護条例が廃止されることから、法改正前の行為等について罰則の対象とする経過措置が設けられています。

なお、条例の施行日については、令和5年4月1日となっております。

次に、第15号議案、中間市情報公開・個人情報保護委員会条例について申し上げます。

この条例は、国による個人情報保護に関する制度の見直しに伴い、個人情報保護及び情報公開に関連して設置する機関について、取り巻く事情が大きく変わっていることから、これらに関連する機関を統合再編して設置する中間市情報公開・個人情報保護委員会について、必要な事項を定めるものです。

条例の主な内容として、中間市情報公開・個人情報保護委員会を設置し、同委員会の組織、所掌事務、調査、審議の権限、手続等の規定が設けられています。

なお、条例の施行日については、令和5年4月1日となっております。

次に、第16号議案、中間市死者情報の開示等に関する条例について申し上げます。

個人情報保護法では、個人情報の範囲に死者に関する情報は含まれず、同法による保護の対象とならないこととされる一方、死者に関する情報の開示等について、個人情報保護法の趣旨に反しない範囲で、独自の制度を各地方公共団体が制定することは許容される旨が国から示されています。

条例の主な内容として、本条例は、本市が保有する死者の個人に関する情報について開示等の制度を設けるもので、死者情報の開示依頼者の範囲及び開示依頼者ごとに開示可能な死者情報、開示依頼の手続等、並びに実施機関及び開示を受けた者の責務等が定められています。

なお、条例の施行日については、令和5年4月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第14号議案から第16号議案までのいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。柴田芳信議員。

○議員（５番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。

第14号議案、中間市個人情報の保護に関する法律施行条例に対する反対意見を申し述べます。

岸田政権は、新しい資本主義の重要な柱の一つとして、デジタル田園都市国家構想を掲げています。2022年6月4日に閣議決定した基本方針では、デジタルを地方の社会課題を解決するための鍵として、成長のエンジンに位置づけ、デジタルインフラ整備とともに、地方におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）、国主導のデータ連携基盤の構築などを積極的に取り組もうとしています。

これは、安倍・菅政権が進めてきたデジタル改革を引き継いだものであります。

安倍・菅内閣は、データ利活用を成長戦略と位置づけ、利活用しやすい仕組みづくりを進めてきました。2021年9月にデジタル庁を発足させ、デジタル改革の司令塔としました。

このデジタル改革は、行政保有のデータを企業に開放し、もうけのタネとして企業の利益につなげるための改革です。国・自治体が保有する個人情報は、公権力を行使して取得、申請・届出に伴い、義務として提出されたもので、企業が保有する顧客情報とは比べものにならない、多岐にわたる膨大な情報量です。

これを利活用するには、行政のデジタル化が必要であり、個人情報まで官業の開放の対象にしようというものであります。

匿名加工している、と言い訳したところで、個人情報を守る責務を放棄し、本人の同意なく目的外に流用し、企業のもうけのために外部提供することが、行政の仕事と言えるでしょうか。

デジタル化により、便利になる部分もあるでしょう。しかし、2021年通常国会で審議されたデジタル改革関連法は、プライバシー権の侵害、利益誘導、官民癒着の拡大、行政の住民サービスの後退、国民に負担増と給付削減を押しつけるマイナンバー制度の拡大といった、多くの問題があるのも事実です。中間市においても、慎重に対応すべきではないでしょうか。

以上の理由から、第14号議案、中間市個人情報の保護に関する法律施行条例については反対といたします。

続いて、第15号議案、中間市情報公開・個人情報保護委員会条例に反対する意見を申し述べます。

本来、個人に関する情報は、本人以外にむやみに知られることのないようにするべきものであります。

個人情報は、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであり、プライバシーを守る権利は、憲法が保障する基本的人権であります。

個人情報保護法は、個人の権利を明確にし、プライバシー権を拡充する法改正が必要です。どんな自己情報が集められているかを知り、不当に使われないようにする関与をする権利、自己情報コントロール権、情報の自己改革決定権を保障することが、今こそ必要です。

個人情報保護のガイドライン策定や監視、監督などは、第三者機関の個人情報保護委員会が行っています。しかし、個人情報保護委員会の対応は、利用者の立場に立った権利利益の保護とは言い難いと言われていています。

プロファイリングが本人の不利益を被りかねない問題について、リクナビ事件をガイドラインに例示することすら明言しませんでした。LINE社についても、個人情報保護委員会が行った行政指導は、外部委託先に対する監督体制に不備があったことへの指摘にとどまり、本人同意については、プライバシーポリシーに利用目的、業務委託先の外国の第三者へ提供することが明記されていることで不問に付しました。

個人情報保護委員会は、真に個人情報を保護する組織に見直すことが求められているというふうに思います。

以上の理由から、第15号議案、中間市情報公開・個人情報保護委員会条例について反対といたします。

続いて、第16号議案、中間市死者情報の開示等に関する条例に対する反対意見を申し上げます。

死者に関する個人情報の保護の在り方——個人情報保護法は、個人情報の本人を対象として、本人の権利利益の侵害を未然に防止することを目的としており、死者に関する情報の保護によって、遺族の第三者権利利益を保護することまで意図するものではないことから、現行法では個人情報を生存する個人に関する情報に限っています。

したがって、死者に関する情報については、同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合のみ、当該生存する個人に関する情報として保護されると言われています。

ある弁護士は、次のように言われています。最近、亡くなられた方の遺族からの依頼で、死者が生前使用していた携帯電話やパソコンのデータを復旧させ、その中身を遺族らに引き渡すサービスが人気を呼んでいるという特集をやっていました。

率直な感想としては、思い出を蘇らせ、死者とのつながりを保ちたいというご遺族の気持ちは分かるものの、正直、自分が当事者となった場合を想像すると、自分の携帯やパソコン内のデータを自分のいないところで勝手に見られるというのには抵抗がありますが、全く気にならないという意見の方も多いようで、人によって意見が分かれるところのようです。

ところで、こうした死者の情報を遺族が見る行為については、既に保護対象となる権利者本人が存在しないため、法的にはこの行為には死者本人のプライバシーの侵害となることはありません。

また、これと関連して、死者の個人情報に関する法律上の扱いについて説明すると、個人情報保護法において、保護の対象は、生存する個人に関する情報とされているため、死者の個人情報は、同法によって保護されている個人情報に当たらないことになります。

その結果、遺族が死者のカルテ開示を病院に求めるようなケースでは、遺族であれば任意の開示に応じる病院がある一方で、病院によっては、死者の個人情報は同法で開示が義務づけられている個人情報に当たらないとの判断で、任意のカルテ開示に応じないところもあり、取り扱いが統一されていないようです。

では、こうした死者の個人情報、プライバシーについては、法律上何ら保護されていないかということ、虚偽の事実を示して行われた場合に限られますが、死者に対しても名誉棄損罪は成立するため、ご遺族の告訴によって名誉棄損罪が成立する余地はあります。

また、死者に関する情報の漏えい等によって、遺族に損害を与えたと言える場合であれば、それは遺族に対する不法行為となるため、遺族が損害賠償を請求することは可能と考えられます。

現在は、インターネットの普及等によって、故人に関する情報も拡散しやすく、ご遺族が不当な被害を受ける危険性も格段に高まっているのではないかとされています。国が推し進めるデジタル化の中では、死者に関する情報の漏えい等に対して不安が指摘をされています。

以上の理由から、第16号議案、中間市死者情報の開示等に関する条例については反対といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

議題のうち、まず第14号議案、中間市個人情報保護に関する法律施行条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第15号議案、中間市情報公開・個人情報保護委員会条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第16号議案、中間市死者情報の開示等に関する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15. 第17号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第15、第17号議案、中間市道路線の認定についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第17号議案、中間市道路線の認定について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回、認定される路線は、中間・水巻・芦屋3号線の1路線であります。

この路線につきましては、福岡県が現在整備を行っている都市計画道路「塘ノ内・砂山線」において、今後、県が当該都市計画道路の側道を整備することに合わせて、市においても、側道に接続する道路の整備を行う予定とされていることから、当該道路を市道として認定するものとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第17号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第17号議案、中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。

よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16. 議員提出議案第1号議案

日程第17. 議員提出議案第2号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第16、議員提出議案第1号及び日程第17、議員提出議案第2号の議員提出議案2件を一括議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長(堀田 克也君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の議員提出議案2件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、議員提出議案第1号、中間市ふるさと応援基金条例について申し上げます。

本市を応援したいという想いのもとに贈られた寄附金を活用することにより、個性あふれ、活気に満ちたまちづくりを推進することを目的とし、中間市ふるさと応援基金を設置するものです。

条例の主な内容として、本条例で定める寄附金の使途区分ごとに基金への積立額を明らかにするとともに、当該区分ごとの積立額を上限に、基金の全部または一部を処分できる旨が定められております。

なお、条例の施行日については、令和5年4月1日となっております。

次に、議員提出議案第2号、中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例について申し上げます。

中間市行橋市競艇組合事業の収益金については、市の一般会計に繰入れ、活用されていますが、当該収益金に係る使途が分かりづらい仕組みであったことに鑑み、教育事業、福祉事業等の行政サービス充実の財源にするため、市財政の健全化を図ることを目的として、中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金を設置するために、条例を制定するものです。

なお、条例の施行日については、公布の日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、議員提出議案第1号は賛成多数で原案どおり可決すべきと、議員提出議案第2号は賛成少数で否決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

議題のうち、まず、議員提出議案第1号、中間市ふるさと応援基金条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、議員提出議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号、中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 第18号議案

日程第19. 第19号議案

日程第20. 第20号議案

日程第21. 第21号議案

日程第22. 第22号議案

日程第23. 第23号議案

日程第24. 第24号議案

日程第25. 第25号議案

日程第26. 第26号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第18、第18号議案から日程第26、第26号議案までの令和5年度各会計予算9件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております令和5年度各会計予算9件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれの所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第27. 第27号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第27、第27号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

第27号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算(第12号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、先月15日付で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が新たに国から通知されたことに伴い、急遽ご提案するものでございます。

なお、今回の通知に伴い調整した交付金事業につきましては、国での繰り越しに条件があり、地方公共団体で繰り越す必要がありますことから、本市の令和4年度補正予算として計上し、令和5年度に繰り越して執行する予定としております。

それでは、補正の主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず、総務費におきましては、全体の財源調整として、財政調整基金積立金に1,410万円計上いたしております。

民生費におきましては、決算見込みに基づき、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者に対して、感染拡大の防止に必要な経費を補助する新型コロナウイルス感染症対策補助金270万円、電気・ガス・ガソリン代等の高騰の影響を受けている私立保育所等に対して原油価格高騰に伴う運営経費の増額分を補助する保育所等物価高騰対策費補助金90万円をそれぞれ減額いたしております。

衛生費におきましては、水道料金のうち基本料金を減免する事業につきまして、決算額が見込額から減額となる可能性がある中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に不用額を生じさせず有効に活用するため、水道事業会計繰出金に対する同交付金の充当金を20万円減額し、一般財源に振り替えております。

商工費におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の今回の限度額と不用額等を合わせた1,440万円につきまして、第3号議案の一部として今期定例会にご提案しておりました、地域経済活性化対策補助金の財源として充当するものでございます。

次に、歳入につきましては、国庫支出金におきまして、対象事業費の決算見込みに基づき、子ども・子育て支援交付金の地域支援事業分90万円を減額し、交付限度額の通知に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,270万円を増額いたしております。

県支出金におきましても、決算見込みに基づき、放課後児童健全育成事業費補助金90万円、保育所等物価高騰対策費補助金40万円を減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,047万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ204億2,017万4,000円とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第27号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第28. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより日程第28、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において堀田克也君及び柴田広辞君を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。

午前11時00分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 堀 田 克 也

議 員 柴 田 広 辞